

船舶事故調査報告書

平成29年12月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成29年3月23日 08時45分ごろ～09時45分ごろ）
発生場所	宮城県気仙沼市馬場漁港南東方沖 陸前御崎岬灯台から真方位356° 2.2海里（M）付近 （概位 北緯38° 53.7′ 東経141° 40.2′）
事故の概要	漁船第一信盛丸は、馬場漁港南東方沖において、転覆した。 第一信盛丸は、甲板員1人が死亡し、船長及び甲板員1人が行方不明となり、主機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成29年3月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一信盛丸、4.9トン MG3-46157（漁船登録番号）、個人所有 13.52m（Lr）×3.62m×0.86m、FRP ディーゼル機関、389kW、平成16年3月15日 第210-51479号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年7月31日 免許証交付日 平成25年6月24日 （平成30年7月30日まで有効） 甲板員A 男性 24歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年10月1日 免許証交付日 平成27年10月1日 （平成32年9月30日まで有効） 甲板員B 女性 30歳 海技免状等 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員B） 行方不明 2人（船長及び甲板員A）

損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波高約2m、水温 約14℃
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が、平成29年3月23日04時30分ごろ家族と会話した後自宅を出て気仙沼市^{しびたち}鮎立漁港に向かい、わかめ漁の目的で乗り組み‘馬場漁港東方沖のわかめ養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に向けて05時00分ごろ同漁港を出港した。</p> <p>本船は、09時45分ごろ、本件養殖施設の南方沖となる馬場漁港南東方沖で転覆しているところを、付近を航行中の船舶の船長により発見され、本船が所属する漁業協同組合支所担当者（以下「組合担当者」という。）に連絡された。</p> <p>組合担当者は、連絡を受けて118番通報し、同組合の所属船に本船の船長等の搜索を依頼した。</p> <p>搜索していた僚船は、10時05分ごろ本船の発見場所から東方の海面に浮いている甲板員Bを発見して引き揚げ、所属する漁業協同組合に連絡し、近くの気仙沼市^{たきはま}滝浜漁港に向かった。</p> <p>組合担当者は、甲板員Bを救助したとの連絡を受け、119番で救急車を要請した。</p> <p>海上保安庁は、本事故発生の通報を受け、巡視船艇及び航空機を出動させ、現場に到着した航空機が、船底を上にして転覆し、漂流している船舶を認め、搭乗していた機動救難士を降下させた。</p> <p>機動救難士は、漂流している船舶が本船であることを確認し、潜水搜索を行ったが、本船の船長及び甲板員Aを認めなかった。</p> <p>甲板員Bは、滝浜漁港に到着して気仙沼市内の病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、13時19分ごろ僚船により気仙沼市^{しゅく}宿漁港に向けてえい航が開始され、同漁港岸壁前に到着して復原後係留され、18時30分ごろから海上保安部による船体及び内部の調査が実施されたが、船長及び甲板員Aは発見されなかった。</p> <p>本船は、僚船により宿漁港から気仙沼港にえい航され、24日10時30分ごろ造船所に上架された。</p> <p>船長及び甲板員Aは、僚船、漁業取締船及び巡視船等により28日まで搜索が続けられたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>（付図1 本船等発見場所概略図、写真1 転覆した本船、写真2 えい航後に上架された本船 参照）</p>
その他の事項	<p>本船は、ふだん、約500kgのわかめを刈り取って船首側の甲板に積載し、帰航中、船長が操舵室で操船し、甲板員2人が船尾甲板にいた。</p> <p>組合担当者によれば、僚船が、本件養殖施設でのわかめ漁の作業を</p>

	<p>終えて出発する本船を08時45分ごろ認めた。</p> <p>本船は、ふだん、約40分掛かる本件養殖施設に向けて04時30分ごろ出港し、09時30分ごろ帰港していた。</p> <p>本船は、船体に衝突痕が認められなかった。</p> <p>甲板員Bは、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、08時45分ごろ本件養殖施設を出発するところを目撃された後、09時45分ごろ本件養殖施設南方沖となる馬場漁港南東方沖で転覆しているところを発見されたことから、この間において転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長及び甲板員Aが行方不明であり、甲板員Bが死亡したことから、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Bの死因は、溺水であった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、馬場漁港南東方沖において、転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の暴露甲板に乗船している場合は、救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 本船等発見場所概略図

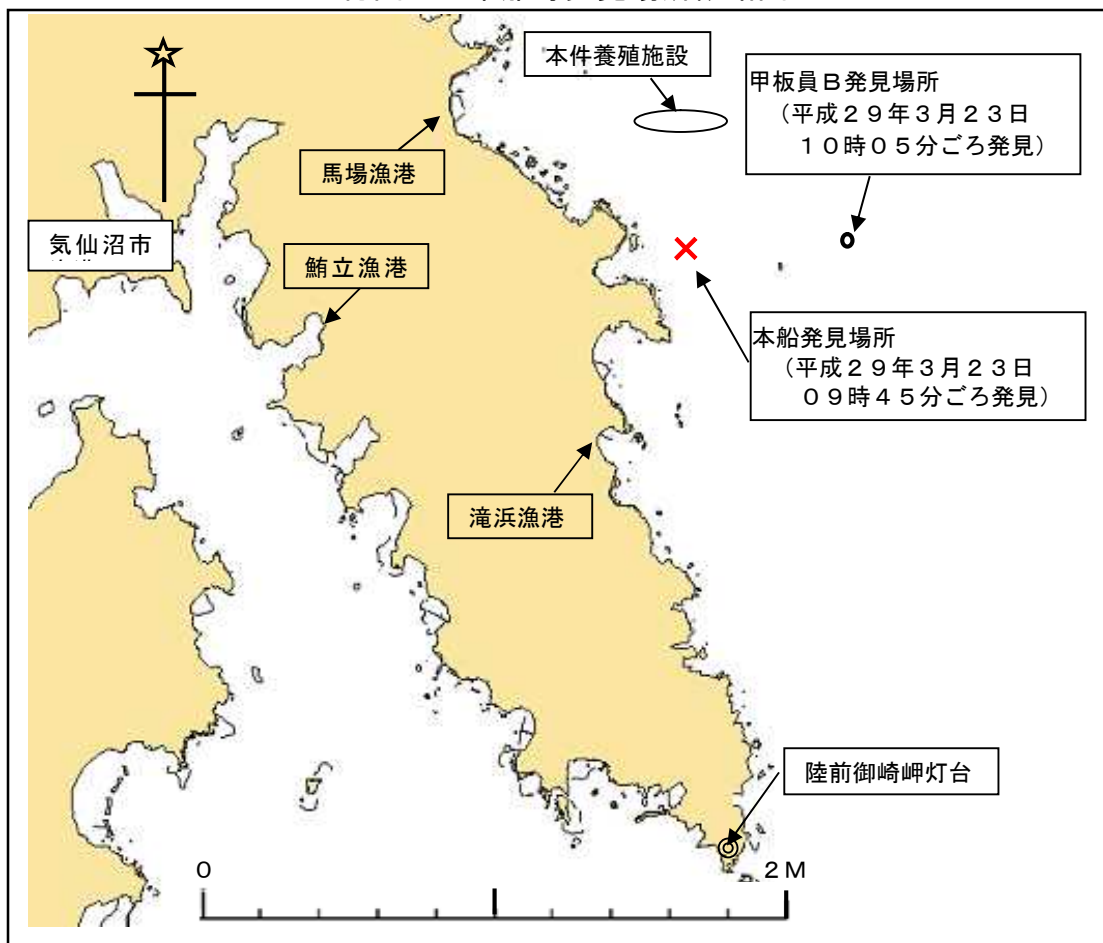


写真1 転覆した本船



宮城海上保安部提供

写真2 えい航後に上架された本船

